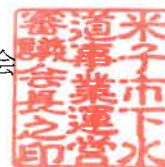


令和5年11月9日

米子市長 伊 木 隆 司 様

米子市下水道事業運営審議会
会長 深 田 美 香



米子市公共下水道及び農業集落排水施設の使用料に係る料金水準及び料金体系について（答申）

令和5年7月20日付けで諮問された標記の件について、慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得ましたので答申いたします。

記

1 使用料水準及び体系

公共下水道使用料及び農業集落排水施設使用料については、令和8年度までの間は、料金水準、料金体系とも現行どおりとすること。

2 使用料算定期間等

使用料算定期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とする。

使用料は、公共料金としてできるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは、予測の確実性を失うことになる。このため、令和9年度以降の使用料については、適時適切にその時期を逸することなく改定を検討すべきである。

3 附帯意見

当審議会は、米子市の下水道事業の使用料改定について、慎重に審議した結果、全委員一致で、料金水準、料金体系とも現行どおりとする結論に至った。

令和3年度の使用料改定の後、市においても経営改善の努力がなされ、一定の効果が出ていられると思われる。引き続き経営改善を行い、財政の健全化に努めることを期待して今回の結論とすることから、次の事項を要望する。

（1）普及促進に向けた努力

下水道事業においては、使用者の増加が収益の確保につながることから、水洗化率の向上を強力に推進する必要がある。特に公共下水道の供用を新規に開始する区域においては、受益者負担金のほか、宅内配管工事経費の個人負担が生じるため、事前に広報や説明会開催等による下水道への接続勧奨を徹底し、水洗化率の向上に努めること。

（2）経営の合理化・効率化に向けた取組の強化

人口減少社会の進展や下水道施設の老朽化など、下水道事業を取り巻く環境の変化を念頭に置きながら、下水道事業が、必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、引き続き使用料の徴収率向上に努めるほか、適切な公費負担のあり方の検証や、建設改良事業においては国費の確保に努めるなど、収入の安定を図ること。また、統廃合を含めた施設のあり方の検討や業務の実施体制の見直しなど、経営の合理化・効率化に向けた取組を更に推進すること。

(3) 生活排水対策方針の見直しに当たっての市の努力義務

平成31年2月に策定した「米子市の生活排水対策方針」では、令和8年度末までは、汚水処理人口普及率95%を目標として、公共下水道整備と合併処理浄化槽の普及により汚水処理施設の早期概成を目指すこととしている。一方、令和9年度以降については、概成後の国庫補助制度や現在の合併処理浄化槽の普及状況を踏まえ、生活排水対策を、公共下水道の新規整備を主体としたものから、合併処理浄化槽の普及促進を主体としたものへ移行するとして、市は今後、排水対策方針の見直しを進める考えである。

方針の見直しに当たっては、環境衛生の向上、都市の健全な発達への寄与及び公共用水域の水質保全という生活排水対策の役割の重要性を踏まえ、法令で定める水質基準を、引き続き満たすための方策を講じること。また、公共下水道整備済の地域と、合併処理浄化槽により排水対策を行う地域の間において、負担と受益の公平性を担保し、かつ、排水対策の効果が早期に発現できるような方針を策定すること。

(4) 中長期の投資財政見通しを踏まえた計画的な事業運営

令和9年度以降については、公共下水道の新規整備は縮小する方針であるが、その一方で、既存施設は改築・更新の時期を迎えている。今後の投資事業は、施設の改築・更新が主体となるが、投資事業の実施に当たっては、中長期的な視点に立ち、将来の財政負担を明らかにするとともに、機能集約などの効果的な改築・更新を行うことで投資額の抑制に努めること。下水道事業は永続的な事業であることを念頭に置き、必要な投資と財政負担とのバランスを取りながら投資計画を立てること。

財政計画については、人口減少や超高齢化社会の進展等の社会情勢が大きく変化する中での収益確保の視点を持ちつつも、過大な使用者負担とならないよう使用料で負担すべき経費を厳密に精査したうえで、適正な税負担、補助金等の確保、計画的な借入などを駆使し、安定的な経営計画を立てること。

(5) 広報活動の充実

下水道事業は、独立採算制の原則により運営しており、その健全経営のためには使用者負担である汚水処理費については下水道使用者の理解と協力が、また、公費負担である雨水処理費については市民の理解と協力が不可欠である。そのために、市は、下水道施設の状況及び下水道事業の経営状況等について、また、今後の施設の改築・更新や地震や豪雨などの災害時における水処理のあり方など事業運営全般についても、適宜適切に市の広報などを通じて市民に情報提供し、広報活動の充実に努めること。

(6) 新たな課題への対応

SDGs や脱炭素社会の推進など、将来の安定的で継続的な社会のために必要な取組を事業者として認識するとともに、既存の概念に捉われることなく、広域化・共同化や民間ノウハウの活用などの新たな施策について、その有効性を検証した上で積極的に取り入れること。そのためには、多様な意見を受け入れる柔軟性を備えた組織体制作りに努め、目まぐるしく変化する社会状況に適切に対応できるような人材の育成に努めること。

答申の考え方

1 下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業）の現状

米子市の公共下水道事業は、昭和44年の事業開始から50年以上が経過し、事業開始当初から整備した区域は、施設の大規模修繕や更新の時期を迎えている。また、人口減少や超高齢化社会の進展等の社会情勢が大きく変化する中で、使用料収入の大幅な増収は期待できず、市は、平成31年2月に策定した「米子市の生活排水対策方針」を見直すことを決定した。

一方、農業集落排水事業は、既に整備は完了しているが、公共下水道事業と同様に、事業開始当初に整備した処理施設は、大規模修繕や施設更新の時期を迎えている。処理施設は公共下水道に比べて小規模分散型のため、公共下水道に比べて効率的な経営が難しく、使用料などの収益だけで維持管理費などの経費を賄えず、財政基盤は脆弱である。

2 使用料に対する考え方

令和元年度の使用料審議会では、下水道事業が平成30年4月に地方公営企業会計へ移行したことを受けて、経営状況及び今後の収支見込を改めて検討し、独立採算制の原則から、使用料算定期間の各年度における単年度収支の黒字化を前提として、平均改定率を15%とする答申を行った。この答申において、今後の使用料改定については、「令和5年度に再度審議会を開催し、適時適切にその時期を逸することなく検討するべきである。」とされた。

今後の下水道事業の収支見通しとして、収益的収支については、令和6年度を除いて当面は黒字を計上する見通しである。令和6年度の赤字については、下水道終末処理場等の運転維持管理業務が包括的民間委託に移行したことにより費用が増加した反面、維持管理費に係る一般会計からの繰入金が前々年度の実績に基づいて行われるため、増加前の費用で算定され繰り入れていることに起因する。したがって、時間の経過とともに解消されるものであるため、使用料水準及び体系との関連はない。また、資本的収支については、改築・更新需要の高まりなどにより、令和8年度末には資本的収支の補てん財源不足額が発生する見込みである。しかしながら、この不足額については、前回の平均15%の値上げにより留保している内部財源で賄うこととしている。これは、内部財源が前回の値上げによる使用者負担から生まれたものであるため、新たな値上げでの対応となれば、使用者に対し二重の負担を負わせることとなることから、使用料の改定ではなく、内部留保の取崩しにより不足額を補うものであり、内部留保が有る状況においては、当該方法による対処が相当と考える。

以上のような状況を鑑みると、現行の使用料水準及び体系は妥当と考える。なお、今後の収支の状況により、使用料の改定も含めた適切な収支均衡を図るための対策を行うこと。

3 使用料算定期間

算定期間については、下水道使用料は、公共料金としてできるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは予測の確実性を失うことになる。このため、今回の使用料の算定期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とし、今後の使用料については、令和7年度以降の適切な時期に見直しを検討すべきである。

4 使用料水準及び体系

使用料算定期間内の各年度においては、従来からの経営改善の効果が一定程度発現され、令和6年度を除いては各年度純利益を計上する見込みであり、使用料に係る料金水準及び料金体系については妥当であると判断し、現行どおりとする。

米子市下水道事業運営審議会委員名簿

(敬称略：順不同)

	氏 名	所 属 等 (委 嘱 時)
会 長	深 田 美 香	鳥取大学医学部保健学科教授
副会長	福 本 一 宇	皆生温泉旅館組合理事
委 員	鷺 見 涉	日本公認会計士協会中国会山陰部会
同	生 田 貴 一	米子商工会議所青年部副会長
同	河 本 六 美	米子市連合婦人会会長
同	稲 田 陽 子	公共下水道使用者
同	松 田 美 保 子	農業集落排水使用者
同	先 灘 達 也	未整備地区住民
同	徳 岡 広 昭	公募委員

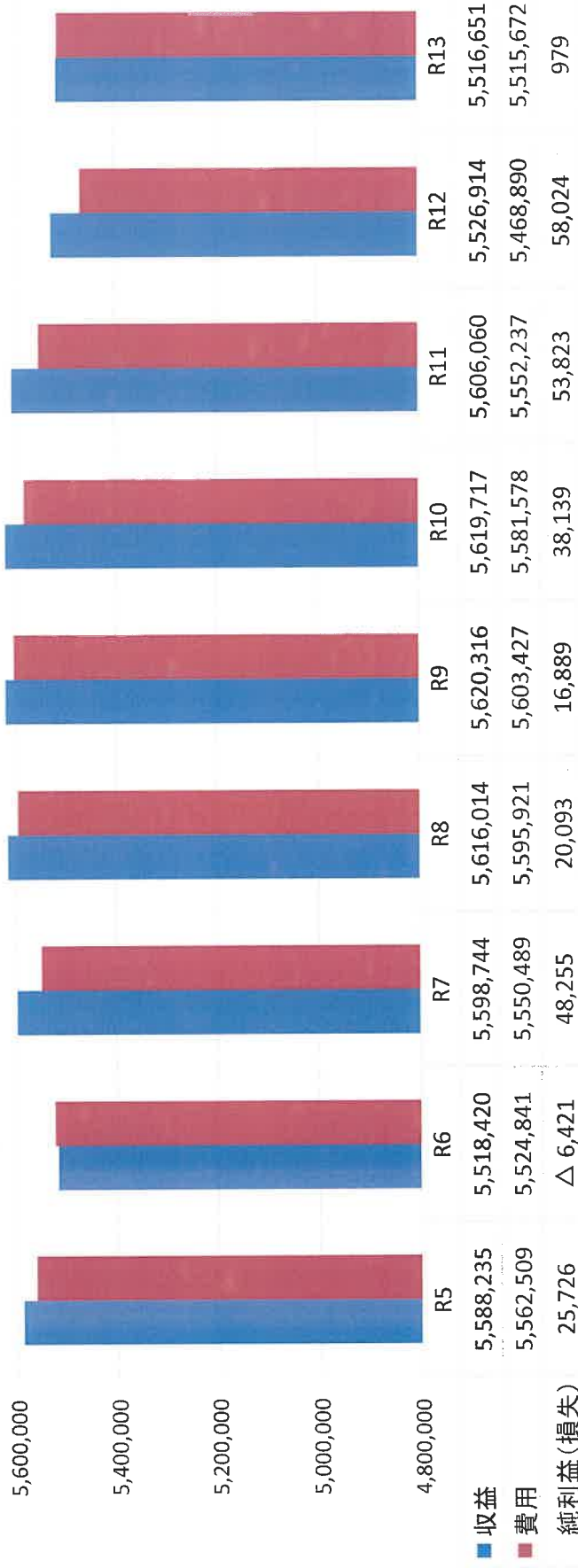
審議経過

	開催日及び会場	審議内容等
第1回	令和5年7月20日 米子市下水道部内浜処理場	・ 諮問 ・ 使用料と改定の経過について ・ 下水道事業の経営状況について
第2回	令和5年10月30日 米子市下水道部内浜処理場	・ 下水道事業の長期財政計画について ・ 答申案について ・ 令和5年度下水道事業の決算状況について

下水道事業会計
財政見通し

附属資料1

5,800,000(千円)



■ 収益 … 使用料(汚水処理の財源となるもの)
一般会計繰入金(税金)(雨水処理の財源となるもの) など

■ 費用 … 汚水処理費・雨水処理費(人件費・光熱水費・修繕費・委託料・減価償却費等)

【参考】

使用料体系の変遷(平成以降)

附属資料2

※使用料は税抜き

条例制定・改正日	H5.3.26	H7.12.9	H18.12.25	H25.7.3	H25.12.25(消費税率8%)	H31.3.28(消費税率10%)	R3.7.15
条例施行日	H5.4.1	H8.4.1	H19.4.1	H25.10.1	H26.4.1	R1.10.1	R3.8.1
基本水量 A	10㎡	10㎡	10㎡	8㎡	8㎡	8㎡	8㎡
基本使用料 B	670円	800円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,270円
基本使用料単価 B/A (C)	67円/㎡	80円/㎡	110円/㎡	137.5円/㎡	137.5円/㎡	137.5円/㎡	158.8円/㎡
超過使用料の区分	5段階	6段階	6段階	7段階	7段階	7段階	7段階
最低単価 D	90円/㎡	108円/㎡	120円/㎡	132円/㎡	132円/㎡	132円/㎡	154円/㎡
最高単価 E	200円/㎡	241円/㎡	260円/㎡	275円/㎡	275円/㎡	275円/㎡	313円/㎡
D/C	134.3%	135.0%	109.1%	96.0%	96.0%	96.0%	97.0%
累進度 E/C	298.5%	301.3%	236.4%	200.0%	200.0%	200.0%	197.1%
E/D	222.2%	223.1%	216.7%	208.3%	208.3%	208.3%	203.2%
浴場汚水等 F	55円/㎡	65円/㎡	70円/㎡	77円/㎡	77円/㎡	77円/㎡	88円/㎡
F/C	82.1%	81.3%	63.6%	56.0%	56.0%	56.0%	55.4%

具体的使用料の体系 ※1か月税抜き

基本料金	10㎡まで	670円	10㎡まで	800円	10㎡まで	1100円	8㎡まで	1100円	8㎡まで	1100円	8㎡まで	1100円	8㎡まで	1270円
超過使用料 (従量料金)	～20㎡	90円/㎡	～20㎡	108円/㎡	～20㎡	120円/㎡	～20㎡	132円/㎡	～20㎡	132円/㎡	～20㎡	132円/㎡	～20㎡	154円/㎡
	～50㎡	116円/㎡	～50㎡	140円/㎡	～50㎡	154円/㎡	～50㎡	171円/㎡	～50㎡	171円/㎡	～50㎡	171円/㎡	～50㎡	198円/㎡
	～100㎡	152円/㎡	～100㎡	183円/㎡	～100㎡	200円/㎡	～100㎡	223円/㎡	～100㎡	223円/㎡	～100㎡	223円/㎡	～100㎡	258円/㎡
	～1000㎡	183円/㎡	～500㎡	218円/㎡	～500㎡	236円/㎡	～250㎡	242円/㎡	～250㎡	242円/㎡	～250㎡	242円/㎡	～250㎡	278円/㎡
	1000㎡超	200円/㎡	～1000㎡	226円/㎡	～1000㎡	244円/㎡	～500㎡	260円/㎡	～500㎡	260円/㎡	～500㎡	260円/㎡	～500㎡	297円/㎡
浴場汚水	55円/㎡		1000㎡超	241円/㎡	1000㎡超	260円/㎡	～1000㎡	270円/㎡	～1000㎡	270円/㎡	～1000㎡	270円/㎡	～1000㎡	308円/㎡
温泉汚水	55円/㎡			65円/㎡	70円/㎡	70円/㎡	1000㎡超	275円/㎡	1000㎡超	275円/㎡	1000㎡超	275円/㎡	1000㎡超	313円/㎡
								77円/㎡		77円/㎡		77円/㎡		88円/㎡
								77円/㎡		77円/㎡		77円/㎡		88円/㎡

平均改定率	28.7%	18.0%	15.0%	10.0%	消費税率の引き上げ 消費税率5%→8%に付随 する改定。	消費税率の引き上げ 消費税率8%→10%に付 随する改定。	15.2%
改定理由等	独立採算制を目指すべきところ、使用料回収率が4.2%から45%程度であることから値上げすることとした。 汚水資本費のうち私費負担とされる部分の37.8%を算入することとした。(H12年度目標50%) 1000㎡までの区分のうち500㎡以下の使用者が9割であることを考慮して500㎡の区分を新設した。	独立採算制を目指すべきところ、使用料回収率が5.0%程度であることから値上げすることとした。 汚水資本費のうち私費負担とされる部分の37.8%を算入することとした。(H12年度目標50%) 1000㎡までの区分のうち500㎡以下の使用者が9割であることを考慮して500㎡の区分を新設した。	市・町合併による料金統一を図るとともに、経営安定化のために料金水準の適正化を図った。 汚水資本費のうち私費負担すべきものについて全額算入が原則だが、資本費平準化債等により、繰和を図った。	累積赤字を放置すれば後の使用者負担が増し、世代間の不公平となる。赤字を投入することとなる上、一般会計の財政便直を招く。独立採算の観点から、赤字解消を前提とした改定率とする。 上水道に合わせ基本使用料を8㎡とする。区分を増やすことで単価間格差を縮め、影響の大きい大口の累進度を引き下げた。	消費税率5%→8%に付随する改定。 【比較】 1か月20㎡使用時(税込) 5% 2,818円 8% 2,898円	消費税率8%→10%に付随する改定。 【比較】 1か月20㎡使用時(税込) 8% 2,898円 10% 2,952円	人口減少や超高齢化社会の到来等社会情勢の変化で使用料収入の大幅増が期待できないことや、一般会計繰入金の減少などにより、使用料を現行のままで置きと近い将来に資金不足が発生する。 独立採算制の原則から、使用料算定期間の各年度に占める単年度収支の黒字化を前提とした改定率とする。